

●給与上手くんα／給与・賞与 Version 8.303

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 給与・賞与

- 平成 30 年度の税制改正において「特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）」に係るマイナンバーの取扱いに関する改正が行われました。
  - ・平成 30 年度分の個人住民税より特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）を電子的に送付する場合、マイナンバーを記載する事となりました。（書面の場合、マイナンバーを記載しない事になりました。）
  - ・様式を第 3 号様式に統一する事とし、電子証明書付与がある通知は「正本」、無い通知は「副本」となり同一レイアウトとなります。
- eLTAX 特別徴収税額通知の取込み
  - ①「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）第三号様式」を「正本」・「副本」とも印刷できるように対応しました。（下記の 2 か所の画面から印刷が行えます。）

1. 特別徴収税額一覧画面

「eLTAX ポータルサイトから特別徴収税額通知データを取得し特別徴収税額を取り込む」→ログイン→（保護番号の入力）後に表示される“特別徴収税額通知一覧”画面に“決定・変更通知印刷”のボタンを設けました。



自治体（通知データ）を選択後、“決定・変更通知印刷”ボタンにて印刷が行えます。

※選択した自治体の全員分を印刷します。

2. マスターへの取り込み処理画面

2-1「ポータルサイトからの取り込み」を行った場合、上記の画面で“給与dbマスターに取り込む”ボタンを押した後に表示される画面。

2-2「保存済みの特別徴収税額通知データを指定して特別徴収税額を取込む」を行った場合、ファイルを指定した後に表示される画面。

“決定・変更通知印刷”のボタンを設けました。



“決定・変更通知印刷” ボタンを押してください。

※表示されている全社員分を印刷します。  
(通知データの情報を元に印刷される為)

《給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）第三号様式》

※様式は自治体によって異なる為、eLTAX のレイアウトを採用しています。

※“特別徴収税額通知書”を取得した時、個人番号は保存しない為、個人番号欄は斜線になります。

平成27年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)

特別徴収税額	6,302,990	徴収人員	10	特別徴収人員	10
人数	10	前月額	525,330	人数	10
7月分	10	525,330	1月分	10	525,330
8月分	10	525,330	2月分	10	525,330
9月分	10	525,330	3月分	10	525,330
10月分	10	525,330	4月分	10	525,330
11月分	10	525,330	5月分	10	525,330
12月分	10	525,330	6月分	10	525,330

大阪府堺市 堺 次郎

決定番号	高名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分
442,200				442,200	37,400	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000
684,900				684,900	40,500	40,400	40,400	40,400	40,400	40,400	40,400	40,400	40,400	40,400	40,400
725,900				725,900	43,400	43,400	43,400	43,400	43,400	43,400	43,400	43,400	43,400	43,400	43,400
1,090,000				1,090,000	92,300	91,500	91,500	91,500	91,500	91,500	91,500	91,500	91,500	91,500	91,500
1,140,200				1,140,200	95,300	95,700	95,700	95,700	95,700	95,700	95,700	95,700	95,700	95,700	95,700
404,000				404,000	34,400	33,600	33,600	33,600	33,600	33,600	33,600	33,600	33,600	33,600	33,600

1頁

以上